

# 成田国際空港株式会社法の一部を改正する法律案

## 改正の経緯

- 平成14年12月 道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について(閣議決定)  
〔・新東京国際空港公団については、完全民営化に向けて、平成16年度に全額国出資の特殊会社にすることとし、そのための法律案を次期通常国会に提出する。〕
- 平成16年4月 新東京国際空港公団から国全額出資の特殊会社化
- 平成19年6月 規制改革推進のための3か年計画(閣議決定)  
〔・料金規制、外資規制、経営体制等のあり方について検討し、完全民営化が所期の効果を発揮できるようにするための措置を講じた上で、成田、関西、中部各空港の完全民営化を達成する。〕
- 平成20年初 空港整備法等の改正案作成
- |  |   |   |         |
|--|---|---|---------|
| ・基本方針の策定<br>・空港種別の見直し                  | } | → | 国会提出・成立 |
| ・成田空港の完全民営化(外資規制含む)<br>・羽田空港ビルへの外資規制導入 |   |   |         |
- 平成20年度 内閣官房長官及び国土交通大臣の下に「空港インフラ規制研究会」を設置して検討。

## 今後の方針

- 【成田空港】・当面、成田国際空港株式会社法は存置しつつ、政府が株式の一定割合を保有。  
・株式の段階的売却に当たり、内外無差別の大口株式保有規制を導入。  
・株式の売却の具体的内容については、株式市況や航空政策の動向等を踏まえつつ、与党と調整の上、平成22年度以降の予算要求。
- 【羽田空港】・羽田空港ビル会社への資本規制の必要性については、引き続き検討。

## 法案の概要

### 成田空港会社の株主の議決権の保有制限に関する規定の導入

政府以外の者による成田空港会社の総株主の議決権の20%以上の議決権の取得・保有を禁止。

- 〔・資本関係にある場合(親子会社等)、共同保有関係にある場合(共同して議決権を行使することに合意している場合)等は、合算して20%未満に制限。  
・成田空港会社の財務・営業方針の決定に重要な影響を与えると推測される場合(重要な事業上の取引がある場合等)は、15%未満に制限。〕

### 一定割合を超える議決権を保有した場合の届出に関する規定の導入

政府以外の者は、成田空港会社の総株主の議決権の5%を超える議決権の保有者となった場合には、遅滞なく、議決権の保有割合、議決権の保有目的等を国土交通大臣に届出。

- 〔・上記の届出内容に虚偽の記載がある場合、又は、記載すべき事項の記載がかけられている疑いがあると認めるときは、届出者に対して報告徴収又は物件の検査。〕

### 罰則の導入

上記の規定に違反した場合には、罰則を適用。

### 施行日

公布の日から1年以内で政令で定める。  
(平成22年4月1日を予定)